

令和2年度第1回徳島県奨学金審査委員会会議録

- 1 日時
令和2年8月25日（火）午後1時15分から
- 2 場所
県庁9階 教育委員室
- 3 出席者
(1) 委員 6名出席
(2) 事務局 グローバル・文化教育課長 ほか4名
- 4 会議次第
(1) 開会あいさつ
(2) 自己紹介
(3) 奨学金貸与制度等について
(4) 議事
決定事項
Ⅰ. 令和3年度徳島県奨学生の選考基準について
Ⅱ. 徳島県奨学金の返還免除について
(5) 閉会あいさつ
- 5 会議概要
(1) 開会あいさつ（グローバル・文化教育課長）

(2) 自己紹介
(各委員，事務局自己紹介)

(3) 奨学金貸与制度等について
<事務局から説明>
Ⅰ. 徳島県奨学金貸与制度の概要
Ⅱ. 徳島県奨学金制度の沿革
Ⅲ. 令和2年度新規貸与状況
<質疑・御意見>
・奨学金の辞退について
(委員) 保証人が見つからず辞退する場合に，保証人が不要又は1人でも可の奨学金は外に何かあるのか。
(事務局) 社会福祉協議会においても，高校生向けの就学資金として活用できる制度が用意されており，人的保証が不要となっている。
・保証人について
(委員) 保証人が2人も用意できないため，奨学金の申請を諦めている人の話をよく聞く。離婚の保証人でさえ2人確保するのは大変であり，ましてや金銭の責任を負う人を2人探すのは，なかなかいないのではないか。本当に2人必要か，議論はされたりはないのか。
(事務局) 日本学生支援機構では貸付け時に保証料を掛けている方法もあるが，徳島県奨学金においては，実際に保証人まで債務状況を連絡している実情もあり，何年もの間，毎年議論してきているが，現在の人的保証で進めるということでさせていただいている。

(委員) 保証人の話は他人にお願いしにくい。保証人には年齢制限もあり、親族が少ない家庭が保証人を探すことは大変である。ひとり親の家庭も多く、借りることができない問題をなくすために、民間の保証会社をお願いすることも検討してはどうか。

(事務局) 現在、人的保証2名というのは、連帯保証人が1名と保証人が1名という形をお願いしている。日本学生支援機構には機関保証制度があるが、全国の大学生向けの奨学金の保証であり、県の奨学金と比べて扱う貸与金額が大きい。他県の状況も見ながら、県の奨学金で受けてくれる保証会社があるのかといったところから研究させていただく。他県では主債務者と同等の責任を負う連帯保証人を2人必要とする県もある。なぜ人的保証を2名必要としているかは、次の貸付けの原資となる資金の回収をしっかりと行うため。返還金の未収が大きく膨らんでいたという状況で、その未然防止のために人的保証を2名お願いすることとなった経緯がある。未収金未然防止の対策もしっかりしながら、本当に困窮されている方に手が届かない制度とはならないように、これからも検討を重ねていく。

IV. 選考基準(案)等

(4) 議事

I. 令和3年度徳島県奨学生の選考基準について

<事務局案を詳細説明>

- ・生活保護基準の見直しに伴い、世帯人員毎の所得基準額を積算。
- ・特別控除額は変更なし。

<審議>

- ・事務局案について

(委員) 所得基準額も特別控除額も令和2年度と全く変わらないということですか。

(事務局) 世帯人員毎の所得基準額を10人の世帯まで計算した結果、9人世帯では積算結果の四捨五入により令和2年度の基準額より1万円上がることになる。特別控除額の変更はない。

<決定>

令和3年度徳島県奨学生の選考基準については、事務局案のとおり決定。

II. 徳島県奨学金の返還免除について

<事務局案を詳細説明>

- ・申請のあった奨学生1名について、本人死亡により返還免除とする。

<質疑>

- ・事務局案について

(委員) 奨学生御本人が死亡された場合は、全てを免除するのか。連帯保証人の収入状況等は調べないのか。

(事務局) 条例には御本人が死亡された場合に返還金を免除できる規定があり、それに拠って申請があれば、お亡くなりになった以後の未請求の奨学金については、免除させていただいてきている。

<決定>

徳島県奨学金の返還免除については、事務局案のとおり決定。

議事終了

(5) 閉会あいさつ(グローバル・文化教育課長)